

# 第6章

## 都市景観アドバイザー制度 について



福岡市では、行政、事業者・設計者等が共働して地域の良好な景観形成を促進していくために、「福岡市都市景観アドバイザー制度」を導入しています。地域の中核となる施設やランドマークとなる施設等で、都市デザイン、都市景観、建築意匠、緑化計画、広告デザイン等の専門家の意見を聴くことが必要と判断される事案について、福岡市都市景観アドバイザー会議を開催し、専門家による助言・指導を行っています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

### 第1節

## 福岡市都市景観アドバイザーに意見聴取する 対象施設の考え方

### I 類 公共性が高く地域の中核となる施設（駅、地域交流センター等）

施設が存在自体が、その地域の中核となるもの。周辺の景観やデザイン等に対して先導的な立場となる公共的な施設等（民間施設についても公共性の高い施設等を含む）を対象とします。

### II 類 アイストップとなる立地や超高層建築物など地域のランドマークとなる施設

その場所に立地することで地域の大きな景観要因となり、また、地域のランドマークとして広く認識されることが想定される施設（建築物高さ 60m 超など）等を対象とします。

### III 類 数次に亘る継続的開発行為等（住宅団地・大規模商業・業務施設等）

大規模な住宅団地や商業・業務施設等の開発行為、或いはそれらの建て替えや機能更新など、一団の敷地や街区等において、建築物群としての景観形成や周辺のまちなみとの調和等、段階的、かつ、一体的・総合的な景観誘導を図る必要がある施設を対象とします。

### IV 類 周辺地域の既存の景観的要素と著しく異なる、又は著しく阻害するおそれがある計画

周辺の景観的要素と乖離し、あるいは著しく阻害するおそれのある計画は、まとまりのある都市景観を単体で阻害するだけでなく、周辺地域に類似施設等を誘発し、地域の景観のまとまりを崩壊させる要因となることから対象とします。

### V 類 歴史・伝統地区の歴史的景観を保全・形成するために、特に配慮が必要となる計画

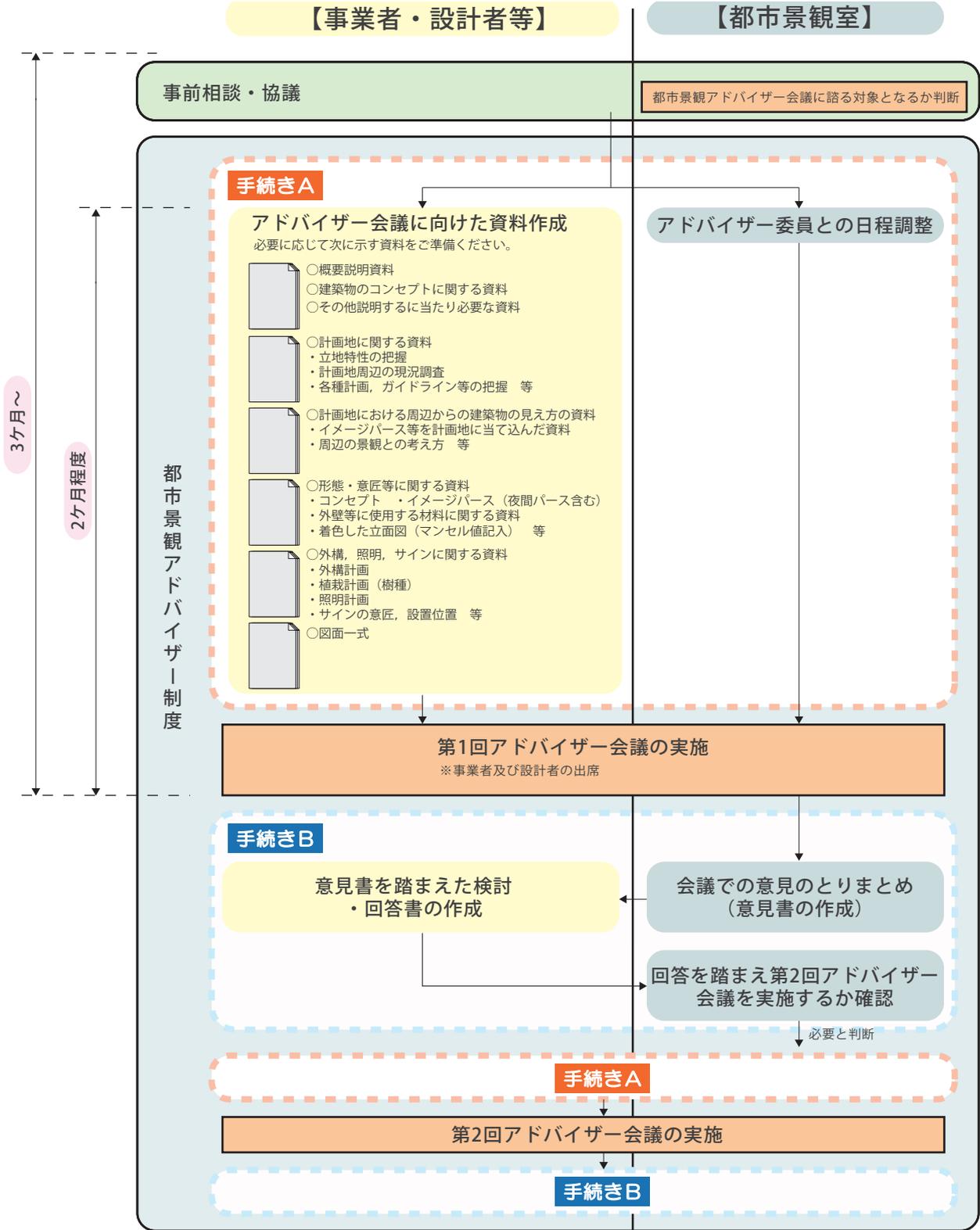
福岡市都市計画マスタープランにおいて位置付けられている歴史・伝統地区の歴史的資源及びその周辺の景観へ与える影響が大きな施設、歴史的景観の形成のため技術的援助を必要とする施設等を対象とします。

※「歴史・伝統ゾーン」内及びその周辺で歴史資源に配慮した計画が必要と判断される場合を含みます。

第2節

# アドバイザー会議に向けた流れ

都市景観室との事前協議により、都市景観アドバイザー会議に諮る対象となった場合、次の流れとなります。その場合、時間を要することとなりますので、早い段階からの事前協議をお願いいたします。



- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章

お問い合わせ先

---

福岡市 住宅都市局 地域まちづくり推進部 都市景観室

TEL : 092-711-4589      FAX : 092-733-5590

E-mail : [toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp)